

時津中央第2土地区画整理事業だより NO.20

発行：時津町 建設部 区画整理課

TEL：095-882-2211

FAX：095-882-5648

E-mail：dai2kukaku@town.togitsu.nagasaki.jp

【事業計画変更（第2回）の決定について】

平成21年7月30日から8月12日に縦覧を行いました事業計画の変更案については、9月17日付けで長崎県知事の認可を受け、10月1日付けの公告で決定いたしました。

【仮換地案の調整について】

平成19年5月に皆様にお示ししました仮換地案については、様々なご意見・ご要望を受け、現在も仮換地案の調整作業を進めておりますが、調整に時間を要しており大変ご心配をおかけしております。

現在も、調整作業と併行して個別に訪問をさせていただいております。皆様のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

今後の予定としましては、再度皆様に仮換地案をお示しするために、平成22年2月に仮換地案の供覧を行う予定でございます。詳細な日程につきましては、後日文書にてご連絡いたします。

【建築行為等の制限について】

現在、時津中央第2土地区画整理事業の区域内における建築行為等については県知事の許可が必要となっておりますが、今後の事業の進捗状況等を考慮し、建築行為等の制限について一部見直しを行いましたので、次のような建築行為等の計画を考えておられる方は、事前に区画整理課までご相談ください。

※ 許可が必要な建築行為等

- ① 土地の切土、盛土を行う等、土地の形質の変更
- ② 建築物、その他の工作物の新築、改築、増築
- ③ 重量が5 tを超える物件の設置、たい積